

令和5年度
埼玉県子どもの権利擁護委員会
運営状況報告書

埼玉県子どもの権利擁護委員会

はじめに

埼玉県子どもの権利擁護委員会は、平成 14 年 8 月 1 日施行の条例により知事の附属機関として設置され、同年 11 月 1 日から業務を開始しました。

委員会はこどもに対する身体的又は精神的な暴力等による権利侵害を防止するとともに、権利侵害があった場合にはこれを救済し、こどもの心身の健全な成長を図ることを目的としています。

この目的のために、① 電話相談員による電話受付、② 調査専門員による面接相談、関係先での調査・調整活動、③ 委員会審議など、条例に基づく様々な活動を行っており、公平・中立で専門的な機関として運営を図っています。

令和 5 年度は、電話での相談が子育てなどに関する相談を含めて 2,970 件あり、こども自身や保護者の方などの様々な悩みをお聴きし、共に考え、励ましや助言をしました。

電話相談だけでは解決が難しい権利侵害に関わるケースについては、相談者からの申立てに基づき調査専門員が面接を行って更に詳しく内容を把握した上で、学校など関係機関への調査・調整活動を行います。令和 5 年度は、電話相談から面接相談につながったケースが 6 件あり、前年度から継続している 3 件を含め、調査・調整活動を延べ 77 回行いました。

委員会は調査・調整活動の結果に基づいて審議を行い、問題解決へと導いていきます。委員会は 2 か月に 3 回の割合で開催することとしており、令和 5 年度は 18 回開催し、延べ 40 件(報告を含めると 64 件)について審議を行いました。

私たちは、こどもの声を聴き、こどもの立場になって何がこどもにとって最善の利益となるのかを常に見極めながら委員会を運営するように努めております。こどもを権利侵害から守るために、今後もこのことを基本とし、公平・中立で専門的な立場から調査・調整や審議を行い、関係する方々と共に考え、御理解と御協力をいただきながら活動に取り組んでまいります。

本報告書が、こどもの権利侵害の未然防止、改善に向けての参考となりますことを切に願っております。

埼玉県子どもの権利擁護委員会委員長 尾崎 啓子

目次

I	埼玉県子どもの権利擁護委員会の概要	1
II	電話相談の状況について	2
1	相談内容	
2	相談者	
3	相談対象者	
4	初回・再度相談件数	
5	月別受付件数	
6	曜日別受付件数	
7	相談時間帯	
8	相談時間	
III	委員会の活動の状況について	
	【面接相談及び調査・調整活動の状況について】	9
1	新規面接相談の件数・相談者	
2	相談内容	
3	面接及び調査・調整活動の状況	
	コラム 調査専門員からひとこと	
	【委員会の開催及び審議の状況について】	19
1	委員会の開催状況	
2	委員会の審議状況	
	コラム 委員からひとこと	
IV	広報・啓発活動の状況について	26
1	広報カードの配布	
2	その他の広報活動	
V	今後の委員会活動に向けて	27
1	委員会の目標と課題	
2	令和5年度の審議案件の概要と今後の要検討事項	
3	今後の委員会活動に向けて	
	【参考資料】	30
1	委員会の業務図	
2	令和5年度子どもスマイルネット電話相談の状況	
3	子どもスマイルネット電話相談の状況（年度別）	
4	令和5年度埼玉県子どもの権利擁護委員会の開催状況	
5	埼玉県子どもの権利擁護委員会の活動状況（年度別）	
6	令和5年度広報・啓発活動の状況	
7	埼玉県子どもの権利擁護委員会委員及び調査専門員名簿	
○	埼玉県子どもの権利擁護委員会条例	
○	埼玉県子どもの権利擁護委員会条例施行規則	

(注) 本文及び図表中の数値は、表章単位未満で四捨五入しています。
そのため、構成比は、総数（100%）と内訳の合計が一致しない場合があります。